２０１９年１２月１７日

大阪府教育委員会
教育長　酒井　隆行　様

大阪府教職員組合
中央執行委員長　　　石田　精三
臨時採用職員部部長　河村　宏和

# ２０１９年度 大阪教組臨時採用職員部要求書

大阪教組は２００５年２月に臨時採用職員部を発足させ、臨時採用職員の権利確立・待遇改善にとりくんでいます。

近年、学校現場には講師や臨時主事・臨時技師が急増していますが、正規採用職員に比べ、その生活保障や待遇面等において多くの課題を抱えています。大阪教組臨時採用職員部は、生活保障や待遇面等における課題解決に向けて以下の点について要求いたします。貴教育委員会の誠意ある回答を求めます。

記

１．臨時的任用職員・任期付任用職員の処遇について

（１）文科省の教職員定数管理の厳格化に伴い、次年度から育児休業者、配偶者同行休業者の代替が、臨時的任用職員から任期付任用職員へ移行される。現行制度より勤務労働条件を引き下げないこと。

（２）相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表２級を適用すること。

（３）臨時主事、臨時技師の初任給の最高限度を引き上げるなど改善を図ること。

２．非常勤講師の処遇について

（１）非常勤職員の待遇等の労働条件問題は常勤職員と共通･密接に関連するものである。非常勤職員の報酬単価については、人材確保の観点ならびに大阪府の地域別最低賃金などをふまえ、経験年数等に応じて引き上げること。

（２）２０年４月の地方公務員法及び地方自治法の一部改正の施行に伴い、会計年度任用職員へ移行する職員に対して勤務労働条件変更などの周知をはかること。また、管理職等に臨時的任用職員、任期付任用職員、会計年度任用職員などの勤務労働条件変更の周知等を図ることなどにより勤務労働条件を適正に確保すること。

３．雇用等について

（１）雇用時には、本人に労働条件明示書により労働条件を示すこと。また、勤務時間等について、学校長より職場の同僚職員へ周知するよう指導すること。

（２）長期休業中においても、授業準備や事後処理等の時間について報酬を支給すること。

（３）時間外労働及び契約外労働の排除を徹底すること。やむを得ず、所定の勤務時間を超える勤務と勤務日の変更を行う場合は、本人の了解を得るとともに振替措置を行うなど、適切に対応するよう指導すること。

（４）男女雇用機会均等法をふまえ、雇用期間の取り扱い等、勤務条件を公平に取り扱うこと。

（５）産休・育休の代替の引継ぎ日の徹底をはかるとともに、病休・休職者の代替の引継ぎ日を設けること。

４．諸手続き･周知について

（１）健康保険証の交付を速やかに行うこと。

（２）失業手当の給付手続きの簡素化をはかること。

５．臨時採用職員の労働条件・教育研究活動について

（１）差別的待遇やハラスメントには厳しく対処し、早期解決をはかること。

（２）福利厚生制度を創設すること。

（３）希望に応じて研修を受講する機会を保障するなど、臨時採用教職員のスキルアップに努めること。

以　上